

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第

卷四十三第

行發日一月一年七和昭

新年特別號

非募債主義の考察……………法學博士 神戸 正雄

精神科學の新分類論吟味……………文學博士 米田庄太郎

景氣に於ける勢力の作用……………文學博士 高田 保馬

穀物專賣論……………經濟學士 八木芳之助

會計學の本質と其の問題……………經濟學士 蜷川 虎三

長期景氣波動の研究……………經濟學士 柴田 敬

魚食論……………法學博士 財部 靜治

經營經濟學に於ける認識目的の規範者……………經濟學士 大塚 一朗

貨幣價值安定より見クレヂットに就いて……………經濟學士 松岡 孝兒

徳川時代諸藩の國產會所に就いて……………經濟學士 堀江 保藏

商人排除の傾向に就て……………經濟學士 谷口 吉彦

經濟學の認識主觀としての實踐哲學者……………經濟學博士 石川 興二

土佐藩に於ける育子令に就て……………經濟學博士 本庄榮治郎

企業の競争……………經濟學博士 小島昌太郎

英米の所得稅……………經濟學博士 沙見 三郎

新着外國經濟雜誌主要論題……………

(禁 轉 載)

徳川時代諸藩の國産會所に就て

堀 江 保 藏

一、緒 言

徳川時代殊にその後半は所謂米遣ひ經濟と貨幣經濟との矛盾が判然と表面に現はれ、町人の經濟力が著しく伸展せる時代である。之を武士階級について見るに、自ら生産に與はらざる彼等は消費貸借上債務者となる事を餘儀なくせられて町人階級の制肘を受け、生産に與はる農民も、米は別として、各種商品の配給過程を町人に占めらるる事によつて亦その制肘を受けた。而て町人は或は債權關係により或は資本供給關係によつて蓄積せる富を運轉して更に富を累ねた。所謂近世の商業資本主義とはこの状態を指すのである。

然乍ら、鎖國の範圍内に於て町人の比較的自由なる經濟活動が許されたる大阪に於てこそ、彼等の經濟力は自ら封建的社會組織を打破らんとするが如き勢を示したが、領主が尙ほ政治上の主權者たるのみならず、經濟上の主權者たるの色彩を具ふること濃厚なりし諸藩に於ては、商業資本の顯現形態は自ら異なるものがあつた。貨幣經濟の發達は著しきものがあつたとはいへ、各藩は尙ほ自給自足を本則とし、殊に領内にしか通用力なき藩札が發行せられてゐた事は、領地經濟よ

り國民經濟への發展を著しく妨げた。かかる經濟政策と流通手段の狀態とより生ずる必然の結果として、諸藩の町人は大阪の町人の如く自由活動の餘地大ならず、従つて苟も驥足を伸ばさんとすれば勢ひ領主と何らかの關係を結ばざるを得ない狀態に置かれてゐた。その著例は諸藩の國産の專賣及び之と密接なる關係を有する國産會所の設立に就て見られる。私は前者については既に研究の一部分を公にした¹⁾。本稿に於ては専ら國産會所を研究し、その構成及業務、並に近世經濟史上に於ける意義を明かにしたいと思ふ。尤、蒐集せる資料は乏しく且つ斷片的であるが、當時の經濟狀勢は略々之を推知し得るであらう。

二、國産會所の業務及構成

國産會所は又産物會所とも稱せられ、或は砂糖會所、綿會所等特定の名稱を有せしものもあつた。特に會所なる文字を用ひずして同様の構成を有し業務を行ひしものもあつたが、ここには會所と呼ばれしもののみを若干例示することとする。

(イ) 姫路藩の國産會所(別稱、切手會所又は銀會所)——文政三年より廢藩に至る。

姫路藩の重要物産は木綿であつて、國産會所はその專賣と藩札の發行とを兼ね行ひしものである。木綿專賣の仕法は、領外移出木綿を集買せる問屋をしてその木綿を藩の木綿荷扱所へ提出せしめ、その受取證に對して國産會所より藩札を以て賣上代金を前貸するにある。之によれば國産

1) 經濟史研究 第12, 13, 16號所掲の拙論參照。

會所は單に移出金融機關にすぎざるが如き觀を呈するも、藩はかかる仕法によつて輸出木綿の販路を江戸に限定し、その地の指定問屋をして之を賣捌かしめ、以て藩邸の維持並に債務の辨濟に必要な正金銀を得たのであるから、實質上は木綿の領外移出獨占機關として木綿問屋の上位に立ちしものである。會所はその外、藩札の兌換、生産資金の前貸等をも行つた。

會所の業務は國産掛なる藩役人の監督の下に若干名の富豪町人の取扱ひしところである。彼等は當時金持六人衆と稱せらるる用達町人及び有力なる木綿問屋より成り、交替して會所の業務を擔當した。

(ロ)郡上藩の國産會所(別稱、手形會所)——萬延元年より文久二年に至る。

美濃の郡上藩は生絲を以て主要物産とし、従來は問屋の手を経て主として京都に搬出せられてゐた。安政の開港後生絲の外國輸出を見るに及び、當時財政の窮乏その極に達せし藩は領内の生絲を悉く横濱若くは江戸に輸送し、相當の高値で賣却し以てその利益を獨占せんとし、その取扱機關として國産會所を設けた。その取扱仕法は領内の生絲生産者及び問屋をして輸出生絲を悉く會所に提出せしめ、會所は之を江戸・横濱の問屋に送つて賣捌かしめ、代價を正金銀を以て收むるにある。會所の買上代金は勿論藩札を以てせられ、従つて藩札の發行も亦その重要なる業務であつた事はいふ迄もない。郡上藩のこの仕法は、姫路藩の木綿專賣と同様、生絲の領外移出獨占であつた。

國產會所の構成を見るに、「郡上郡史」に『當時藩の財政状態は頗る窮乏し、之が整理を行ふ事一再ならず、頻りに領民の献金を奨勵し、其賞として苗字帯刀御免の特典を濫發し、萬延元年更に御趣法懸りと稱する相談役の多數を領民中より擧げて整理案を諮ふ』³⁾又曰く『御趣法懸りの中に氣良村高田新右衛門及び粥川村小酒井太平治あり、四月(萬延元年)藩主の命により江戸に下り趣法に關して下問に答ふるところあり、然るに五月に至り趣法變更となりしかば(生絲專賣の實施を指す——筆者)農民此の二人を惡むこと甚しく、七月七日農民蜂起して二人の家を襲ひ不穩の騷動をなせり』⁴⁾とあるより察すれば、國產會所が有力なる領民によつて構成せられし事は容易に推知し得るところである。

(ハ)加納藩の產物會所——萬延元年設立。

美濃の加納は徳川時代著名なる傘の産地であつて多數の傘職人存在し、藩士も家中工業として骨削り等を盛んに行つた。產物會所は領主の監督の下に藩札の發行引替等をなすと同時に、國產たる傘の領外移出を獨占せしものである。會所が傘の占買をなすに當りては、講(實質は株仲間——筆者)を組織せる傘仲買をして藩札を以て傘を集買せしめ、更に之を買上ぐる方法を用ひた。即ち「口達之覺」に『御產物會所へ傘不殘買上、正金半分切手半金凡壹本上中下均銀五分づつ相渡、他所に相送り先方賣上仕切書を以可致勘定事』とあるのがそれである。而て產物會所は財政用達町人及問屋の組織するところであつた。

3) 郡上郡史. 457頁

4) 同上. 465頁

5) 岡村精次氏. 神馬仁太郎氏共著. 岐阜傘に關する調査研究(各務研究報告. 第四號)による。

(二) 龜岡藩の綿會所

丹波龜岡藩の綿會所は廢藩まで存續せるものであつて、設立はアメリカ來航より遙か以前の事といはれてゐるから、恐らく天保頃かと思ふ。當時正金銀の缺乏に惱める藩は、領内に産する綿を自ら京阪地方へ賣却して利益を收めんと欲し、綿會所を起してその獨占を企てた。農民より綿を買上ぐるに際してすべて藩札が用ひられしことはいふ迄もない。

綿會所の構成については、稿本「丹波誌料」(龜岡の部)所掲の古老の談話によつて簡明に之を覗ふ事が出来る。即ち『綿會所もつまり藩の御貧乏を救はふとて起されたのです。……當藩ばかりでなく、何れの御大名も貧乏を救はん進、色々の工夫をなされましたが、當藩は御領分内に出來る綿を買込んでそれを京阪に賣り生金を以て歸つて藩札の下落を防がふと言ふの工夫であつたのです。此の御相談が始まりました遂に御年寄衆の御同意となりましたが、此上は町人にて見込あるものを撰まれました、東の方に矢田勘と申す人、西の方にて垂水と定まり、呼出されて意見を述べよとありましたが、兩人共篤と考への上御返答申上げんとて退き、町内の有力者なる田中藏一を始め相談したるに、是は藩の爲めになる而已でない、吾々の爲めにも大なる利益なるべし、就ては藩より嚴命を下れ、綿の密賣を禁ぜられたし、綿會所より願出づる藩札は何程なりとも無利足にて貸出されたしなど、都合よき條々を書き並べて御請をなし、安町(北か)に標札を掲げ、御用綿會所を開かれました』とあるのがそれである。即ち綿會所は藩が自己の利益のために領内の有力者

に勸奨して設立せしものであつて、彼等も亦自己の利益を考慮して躊躇なく之を引請けたのであつた。上掲書に『頭取といふては有りませぬ、藩から小役人が二名づつ出張してゐました』とあるによつて明かなる如く、藩は監督のために一二の小役人を派遣するにすぎず。會所の業務はすべて領内の有力者が之を掌つたのである。

(ホ)鳥取藩の産物會所——元治元年設立。

鳥取藩の産物會所は、明和二年以來存續せる蠟産と、その後に設けられし國産役場とを合併せるものである。蠟産は蠟の領内配給を獨占せしものであつて、奉行・目付及び二三の用達町人より成り、用達町人は交替を以て蠟産の業務に與つたが、此等三者の業務上の位置は略々同等であつた。國産役場は領内の産物のみならず、領外より輸入せる商品についても、その配給上何らかの統制干渉を行へるものであつて、役場内の各掛りには夫々町人が起用せられてゐた。さればこの兩者を合併して成れる産物會所も、藩の役人及町人によつて構成せられしこと、及蠟の專賣を始め諸々の商品の配給過程の統制乃至干渉を行ひしものなることは容易に推知し得るところである。

(ハ)名古屋藩の國産會所——天保十三年より嘉永六年に至る。

名古屋藩の木綿は瀬戸の陶器と並んで最も重要な國産であつた。藩の財政が頗る困窮し、濫發せる米切手の信用殆ど地に墜つるに至りし際、藩は木綿の領外移出を江戸に限り以て必要なる

正金銀を獲得せんと計り、その取扱機關として國產會所を設けた。その業務の詳細は明かでないが、斷片的資料を綜合すれば次の如くである。

『御領分中諸產物木綿類を初め江戸表に積廻候節、海上等爲取締御國產會所取建、右會所おゐて惣送り狀に添判割印いたし元代銀百匁に付銀五匁づゝ備金として相納候筈等、委曲去る寅年(天保十三年)相觸置候處』云々

『木綿江戸積之外京都初他所送り當分差留置候、然處江戸積之外他國に積送候儀不相成候而は窮屈故、彼是風評いたし、織元不精に而織出方相減候趣相聞、隨而爲替御用相減、御摸通筋難行届相見候付、今度(弘化元年)筆者)吟味之上他所送り縮方相解候條、其旨可相心得候付而は、江戸積世話方之外別段世話方別紙名前之者共に申付候へば、他所送り分は右之者共御國產會所罷出諸事相改、不當之値段無之様吟味いたし、荷主共々直に他所積不相成、一々右之者共に相届、元代金賣先等委數可相違候、尤爲替御用荷數に應じ夫々割當可申談候間、其旨相心得、御國產會所判物請方等初、都而先達委曲相觸置候通相心得、背之筋無之様吃度可相守候』

即ち國產會所の主なる業務は、移出木綿の送狀に添印する事、海上の危険に對して備銀と稱する一種の保険料を徴收する事これである。弘化元年に仕向地を江戸に限るの制を解きし後に於てもその業務は異らず、而も江戸積荷物の減少、從つて江戸爲替資金の減少を恐れて、爲替御用荷數を一定し、之を各荷主に割當つるの方法を講じてゐる。之によつて察するに、會所の添印は單に移出品の検査證なるのみならず、荷主が送狀によつて移出資金の前貸を受くる場合の保證となりしものである。逆にいへば會所の添印なき爲替手形に對しては割引が行はれず、從つて會所は木綿移出の獎勵乃至管理機關たるの實質を具へ、藩が正金銀を獲得せんとする上に於ては缺くべからざるものであつた。送狀に對する輸出資金の前貸は、この會所と密接なる關係にある御用會

7) 酒商田島屋八番諸用之記(名古屋圖書館所藏寫本)
8) 御觸狀之留(神谷文書)(名古屋圖書館所藏寫本)

所に於てなされた。御用會所も亦正貨の吸収に重要な役割を演じたものであつて、例へば弘化元年の御觸に

『木綿江戸積之外京都他所送り締り方先達而相觸其段爲觸知置候處、捌値段不正之筋も相聞締方不宜候付、向後織元并商人等々他所へ直賣之儀は差留候付而は、近國賣世話方之者は買集め、隣國に而も米切手に而賣渡候儀は勿論、品爲替にいたし候儀も不相成、必正金賣にいたし右代金不殘御用會所へ差出、江戸表爲御替金の方へ御差下相成候答候間』云々

とあるが如く、木綿を必ず正金にて賣却すべき事を命じてゐる。この正金を御用會所へ差出すとは、恐らく藩札との交換を意味するものであらう。

國產會所の構成は明かでないが、前掲の文書に世話方云々の文字があり、又御用會所の取締役以下諸懸りに城下の有力なる町人が起用せられしところより察すれば、少くとも實務は町人が之を行ひしものなる事は明かである。

要するに名古屋藩の國產會所は木綿移出の管理機關であつて、藩が江戸に於て正貨を獲得する上に於ては缺くべからざるものであり、又直接之に參與せる町人も爲替その他の方法によつて有形無形の利益を得しものである。

(ト)高松藩の砂糖會所¹⁰⁾——天保六年設置。

高松藩に於ては砂糖が主要物産であつた。天保六年藩は積極的なる産糖保護策を立て、砂糖方・濟し方・砂糖取締役・砂糖會所の四者を設けた。前二者は藩吏を任用せるものであり、後二者は農民及町人の有力者を起用してその任に當らしめしものであるが、就中重要なるは砂糖會所であ

9) 同上
10) 興業意見(明治前期財政經濟史料集成 第18卷 118—120頁)

る。會所は最初砂糖問屋と稱して領内九ヶ所に設けられ、藩より極めて低利の資金を借受け、之を糖業者に貸付くるものであつて、そのため若し貸付金の回收が不能に陥つた場合には自ら之を辨濟すべく定められた。貸付には生産資金の貸付があり、大阪へ砂糖を輸送するために要する爲替資金の貸付がある。されば會所は貸付利率と借受利率との差を受け得る利益あり、又肥料を他より購入して之を糖業者に分賣する際一定の口錢を取り得る利益あり、或は名字帶刀を許され、士分に取立てらるるの特典があつた。要するに砂糖會所は本來の名稱の如く、砂糖問屋たるの地位を占むるに過ぎなかつたが、藩より借入れしところを以て運轉資本となせし點に於ては、諸多の國產會所と相異らざるものがある。之を藩の側からいへば、藩は會所の上に更に資本家として臨み、必要なる正金銀の獲得に便を得たのである。尤も之には大阪にも設けられし砂糖會所の功績を併せ考へなければならぬ。

右の外に上田藩の產物改會所（天保四年）、米澤藩の產物會所（天保五年）、毛利藩の產物會所（慶應二年）、福井藩の物產會所（幕末）等があり、就中米澤藩のものは高松藩と同様、米澤のみならず江戸にも設けられたといふ事であるが、それ等の業務並に構成について十分に窺ひ得る資料に接せざるを以て、詳細は後日の研究に譲ることとする。

以上若干の例を示したところによつて國產會所の一般的性質を見るに、（一）殆ど總てが文化文政以後、換言すれば徳川時代の末葉に起されてゐる事、（二）藩の富豪特に用達町人が若干名相寄

つてこれを構成し、若くは少くともその主要なる構成要素をなし、之に對し藩は役人を派し或は構成員に加へて直接間接にその業務に關與せる事、(三)會所は國産の生産並に販賣に關與し、殊に大なる資本を以て金融による配給の統制を行ひ、多くは領外移出獨占の形態に於ける專賣類似の仕法を行へる事、(四)その資本には多く藩札を用ひ、藩は會所の業務を通じて江戸大阪等に於て必要なる正金銀の獲得を行つてゐる事等、その主なるものである。約言すれば國産會所は商業の規模の擴大せる時に當り、藩は資本出資を、町人は勞務出資を行ひ、以て相互依存相互援助の關係に於て活動せる商業資本の一顯現形態であつたのである。その近世經濟史上の意義については之を結論に讓る事とし、次に藩の配給統制に至る過程を一瞥しよう。

三、國産會所の成立過程

諸藩の國産會所は右の如き性質を有するものであるが、それは一舉にして成りしものに非ずして經濟發達の必然的傾向の所産であり、そこには若干の楔機が存在した事を見逃すを得ない。私にはこれを、諸藩の國産獎勵と富有町人の勃興とに見出す。

(イ)國産の獎勵　　徳川時代の初期に於ては交通開けず、人々の生活物資に對する慾望程度も低く、従てそれは未だ商品化するには至らなかつた。然るに平和の打續き、交通の發達し、人々の慾望増大すると共に、農民はその生産力を米作以外の物資の生産に振向け、副業的ながらも紙・

蠟・織物その他の工業的製品の所謂商品生産を行ふ事となつた。然し元來社會の動勢に目を蔽ふ事を強ひられし彼等農民に、この商品生産を行はしめんが爲めには必ずや適當なる指導者が必要であつた。そのこれに當つたのが藩であつて、藩は又自らの財政經濟の維持發展を計るためにはどうしても領内に適當なる産業を興さなければならぬ地位に置かれてゐた。所謂國產の獎勵これである。國產とは今日普通に用ひらるる如き領外よりの移入品に對抗する意味のものを指せる場合もあるが、多くは領外移出用特産物を指して言へるが如くである。國產の獎勵は將軍吉宗が之を唱導してより殊に盛んに行はれた。

諸藩が國產の獎勵策として先づ執つたのは原料の供給、資金の貸與等である。例へば安永四年米澤藩に於て桑・楮・漆、就中漆の増産を計り、『荒野の地を開きて植立て、又出役等を勵し富民豪農を募り諸地を開いて植させ、申立て次第其苗木を賜ふ。猶ほ民を勸めん爲に一本を植る者に二十文づつを賜ふ。又桑・楮の二木も亦頻りに世話を盡¹¹⁾し、その爲めに國產所なる官署を置いたのはその著例である。其他の諸藩も夫々斯の如き勸業機關を特設して國產の獎勵に努め、文化文政前後にわたりては諸國の物産彬々として興る有様であつた。¹²⁾

然るに交通不便なりし當時、生産者をして自由にその生産物を他に販賣せしむるには、多くの危険と不便との存するを免がれず、又市場の狀況に不明なる彼等は奸商に乗ぜらるるのおそれ少しとせず、勢ひ生産の獎勵者たる藩は、その製品を收めて適當に賣捌く事が必要であつた。又前

11) 同上、113頁

12) 横井博士、日本工業史(改造文庫版、86頁)

貸資金に對して製品を回收する事は藩として當然の措置でもあつた。「貨政考要」に『幕府及諸藩は資金を人民に貸付し、農工業に従事せしめ、而て物産方或は國產方と稱する役所を設置し其を管督せしめ、その製産したる物品を元利金償却のため役所に納めしめ、然るのちその物産を大阪其他の市場に輸送し販賣せり、會津蠟燭、播州木綿、加賀の陶器、土佐紙等の如き是なり』¹³⁾とあるのがそれである。又藩は自ら販賣に與はらずして問屋にこれを委ぬる場合にも、或は販賣取扱の問屋を指定し、或は國產の信用を博さんがために嚴重なる検査を勵行する等のことによつて、間接に賣買に關與する方法をとつた。

かくの如く、諸藩における國產の獎勵は勢ひ販賣の業務をも包含する事となり、大阪其他にある藏屋敷はそのために都合よき事情でもあつたが、元來が商道に暗き藩は、國產の仕向地に於ては勿論、領地に於てもその實務の取扱には商人の手を借らざるを得ない有様であつた。

(ロ)商人の隆興 以上の如く藩が國產の獎勵に汲々たる以前に既に商人の商業活動は社會經濟上抜くべからざる勢を示してゐた。即ち彼等は問屋として或は仲買として漸次商業利潤を蓄積し、又株仲間を組織して商權を伸張しつつあつた。彼等の有力なるものは藩の用達町人として金融上藩を制肘するの勢を示せるものもあつた。然し乍ら當時の經濟状態は大阪を中心として著しく國民經濟化しつつあつたとはいへ、第一節に述べしが如き諸事情のために完全なる國民經濟には進み得ず商人の活動は著しくその範圍を制限せられてゐた。されば彼等は藩と何等かの關係を

取結ぶ事によつてこの制限を緩和する必要があり、況んや藩は取引の中心地に藏屋敷及類似のものを擁して國産販賣に利便を得つつあり、國産は多く藩の名に於て信用を博する事多大なるものあるに於ては、その必要益々大なりし次第である。

國産の奨励と商人の隆興、この二つの事情の結合して生ぜし著例の一つが此國産會所である。されば國産會所は、前述の如く、藩札てふ有力なる武器を以て問屋業務を獨占し、或は問屋の上に更に大問屋として臨むが如き大なる商業上の勢力を獲得し、諸藩は會所によつて今や國産の生産過程の統制よりその配給過程の統制へ進むに至りしものである。

四、結 論(國産會所の意義)

以上述べしが如く、國産會所は貨幣經濟の著しく發達せる徳川時代の後期に於て、諸藩の國産奨励策と、勃興し來れる町人の勢力との結合せる必然的の產物であつた。會所の字義に就ては之を明かにするを得ないが、其内容より見て少くとも單獨の商人が自由に業務を行ひしものに非ざる事、及一定種類の商品の販賣又は其金融を獨占的に行ひしものなる事、従つて『集るところ』であつた事は斷言することが出来る。中世には座と稱する特權商人の團體があつた。徳川時代にも金座・銀座・錢座・銅座・朱座・秤座・人蔘座の如く獨占的特權を賦與せられてその業務を行ひしものがあつた。就中銅座は長崎會所の役人及大阪の銅商人を以て組織せられ、明治元年には銅會所と

改稱せられしものである。¹⁴⁾長崎會所そのものは亦長崎商人が支那及和蘭商人の輸入品を購入する目的を以て組織したる一種の組合である。或は又諸藩の藩札取扱機關も多く札座と稱する若干の用達町人より成り、銀札會所又は手形會所等の名稱を用ひしものもある。中世の座と徳川時代の座又は會所と一義的の連關ありや否やは明かでないが、徳川時代の座と會所との間には時に同一物の別稱なるかの如き關係ありしこと上述の如くである。

斯の如き内容を表明する文字を用ひし商業機關たる國產會所は近世經濟史上如何なる意義を有するか。先づ第一にそれは在來の問屋以上の大なる商業資本の出現を意味する。このことは第二節に例示せる如く、問屋の更に大問屋たる地位を占めしものあり、又問屋の業務を一手に糾合せるものあり、而もそのいづれを問はず資本として在來の問屋又は仲買の個人資本に代ふるに發行に自由なる藩札を利用せることによつて明かである。第二にそれは諸藩の産業政策が國產の生産の統制より配給——主として領外移出——の統制へ發展せしことを意味する。第三節に述べしが如く、諸藩は今や生産の統制のみを以てしては必要なる利益を獲得するに足らず、國產會所を通じて或は國產の賣買を獨占し、或は金融關係に於て國產の領外移出を管理し、以て商業利潤の獲得を計ることとなつた。此統制は直接には藩及一部有力なる領民の利益を目的とするものであつて、いはば中世的或は封建的統制たるを免がれないものであるが、尙ほ近世封建社會の經濟發展傾向を示す有力なる一事象であらう。第三に會所は所謂武士階級の商人化、商人の武士階級化の

傾向を同時に現はし、従つてこの部分に於ける封建的社會關係の解消過程をよく表明してゐる。それは會所が藩てふ政治上の主權者と有力なる領民との結合せるものであり、資本關係に於て、或はその構成に於て、會所は全く藩と町人との共同組織なるかの如き實質を具へるからである。

要するに國產會所は我國近世の商業資本がその發達の過程に於てとるべき必然的の形態であつた。諸藩と異つて純粹に政治上の主權者たるかの如き觀を呈せし幕府ですら幕末には產物會所の設立を計畫した。¹⁵⁾ 明治維新に際して、西洋の會社に關する新知識を具へし新政府の意を體して、二三の藩に起されたる國產會所も亦幕末の國產會所と多分の類似點を有するものがあつたが、これについては他日公にする機會を得たいと思ふ。

15) 本庄教授、幕末に於ける幕府產物會所設立計畫について(本誌 第32卷2號)參照